資料2

とちぎデジタル戦略（改定）骨子案

Ⅰ　改定の趣旨

令和３（2021）年３月に本県のデジタル化の指針として初めて「とちぎデジタル戦略」を策定してから５年が経過しました。令和３（2021）年はコロナ禍にあり、同年９月、デジタル庁の発足とともにデジタル田園都市国家構想が始動するなど、国全体でデジタル変革の流れが加速しました。世界的にも、ＡＩ（人工知能）やロボティクスなどの新技術の進展が生活やビジネスに影響を与え、社会情勢が大きく変化しています。そして、令和６（2024）年４月の「栃木県デジタル社会形成推進条例」の施行や、令和７（2025）年６月に次の10年を見据えた「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、「新時代のインフラ整備とＡＩ・デジタルなどの新技術の徹底活用」が政策の５本柱のひとつとして示されたことなど、時代の流れを受けて、戦略の見直しが必要となりました。

Ⅱ　戦略の位置づけ

目的：

・次の10年を見据え、今後５年間の目指すビジョンや取組の方向性を様々な立場の方々と共有し、デジタル社会を共に創生するために策定する。

期間：

・令和８（2026）年４月１日～令和13（2031）年３月31日

・デジタル技術の進化等を踏まえ、戦略の見直しが必要となった場合は、随時見直しを行うこととする。

位置付け：

・官民データ活用推進基本法に基づく都道府県官民データ活用推進計画（第９条）

・栃木県デジタル社会形成推進条例に基づくデジタル社会の形成に関する基本的な計画（第８条）

(注)本戦略の「Ⅴ　施策の方向性」は、条例の浸透を図るため、条例の規定に基づき構成しています。

Ⅲ　現状と課題

人口減少社会－生産年齢人口の減少－

栃木県の総人口は、平成17（2005）年に過去最高の201万6,631人に達しましたが、その後減少に転じ、減少幅が拡大する傾向にあります。今後、少子化や県外への転出超過の傾向が継続すると、人口減少は加速度的に進行し、本県の人口は、令和42（2060）年には約128万人にまで減少すると予測されます。

また、令和２（2020）年の年齢階層別の構成比は、0～14歳（年少人口）が約12%、15～64歳（生産年齢人口）が約59%、65歳以上（老年人口）が約29%であり、人口の約3.4人に１人が65歳以上となっています。

今後、年少人口及び生産年齢人口が減り続ける一方、男女ともに人口構成のボリュームゾーンを形成している1970年代前半に生まれた「団塊ジュニア世代」の加齢に伴い、高齢化が更に進行すると予測されます。

このように、生産年齢人口が減少する中でも、社会を維持しつつ高付加価値を創出していくためには、デジタル技術の活用が不可欠となっています。

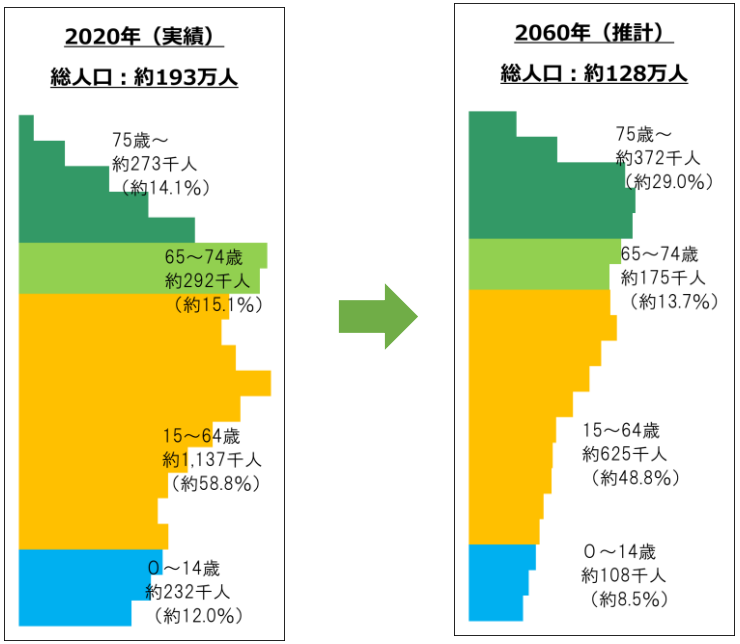

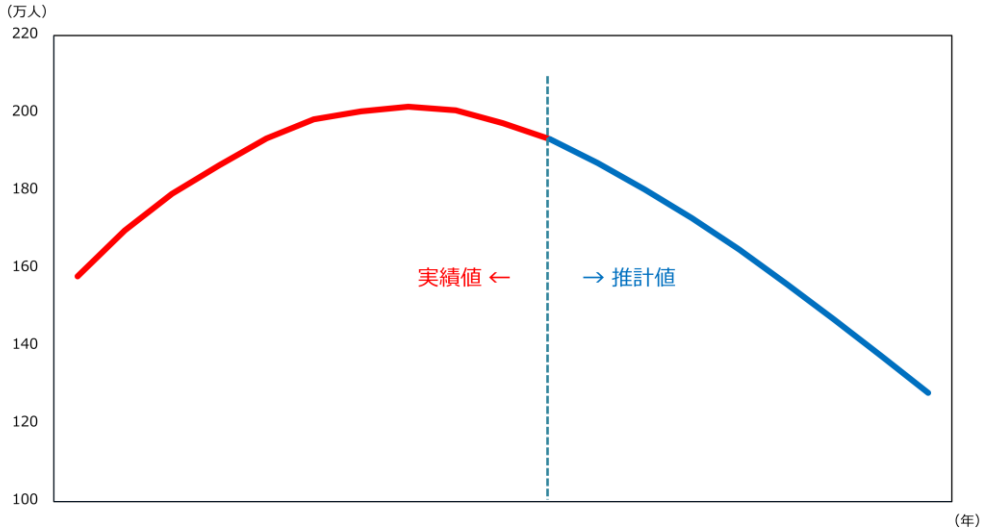

出典：総務省「国勢調査」
栃木県総合政策部推計（2024 年 8 月）

社会のデジタル化やデジタル行政に関する意識

国が令和６（2024）年７月にインターネットで実施した、「社会のデジタル化やデジタル行政に関する意識調査」の結果では、「社会のデジタル化を良いと考えている」が50.9%(対前年比2.9pt増)、「社会のデジタル化に適応できている」が29.8%(対前年比1.0pt増)、「デジタル行政サービスに満足している」が29.8%(対前年比0.3pt増)となっており、前年度よりわずかにポジティブに捉える人が増えています。

一方で、依然として社会のデジタル化やデジタル行政をネガティブにとらえている人が一定数存在すること、特に、「社会のデジタル化への適応」については、世代によって差があることなどから、デジタル社会への理解を促進するためには、誰もが安心して利用できる環境の整備が不可欠であり、サービスの利便性や分かりやすさの向上、デジタル技術を使いこなせる人材の育成・確保が重要であると考えられます。また、行政がデジタルの利便性と安全性の両立を図りつつ、県民からの信頼を確保することが求められています。

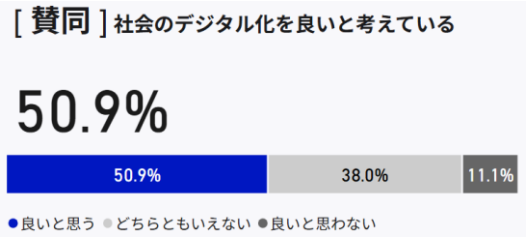

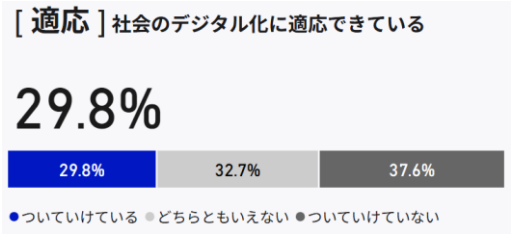

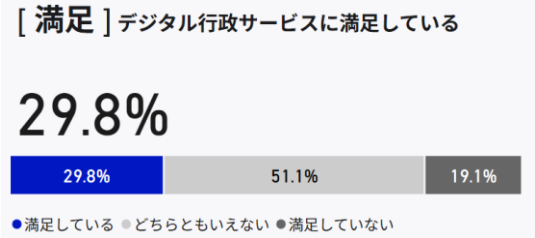

【適応】 社会のデジタル化に適応できている(内訳)

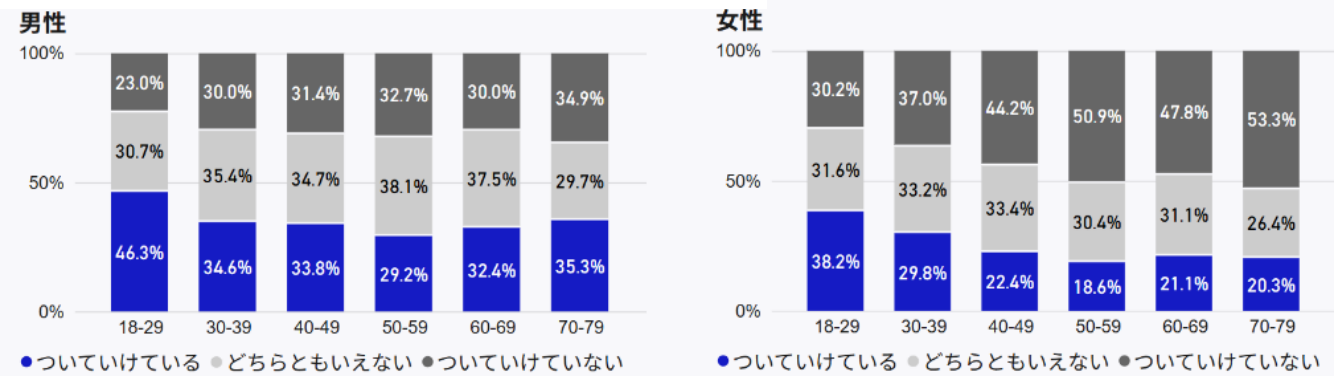

出典　社会のデジタル化やデジタル行政サービスの意識調査の結果に関するダッシュボード（デジタル庁）

栃木県のデジタル化の状況

民間調査会社が開発した、日本の社会がどの程度デジタル化しているのかを可視化するための指標（ＤＣＩ：デジタル・ケイパビリティ・インデックス）において、栃木県は全国平均を下回っており、特に「人的資本（デジタルスキルの保有度やＩＣＴ教育など）」の項目が比較的低くなっています。また、情報サービス業の事業所数・従業者数は東京圏に集中しており、栃木県は関東地方で最も少なくなっています。

デジタル技術は、産業の競争力を強化し、社会課題を解決するために不可欠な要素です。県内の情報通信業（「情報サービス業」及び「インターネット付随サービス業」）における従業者の増加やスキルアップ等により業界が更に活性化し、地域産業の基盤強化やデジタル人材の育成・定着などを促進していくことが期待されます。

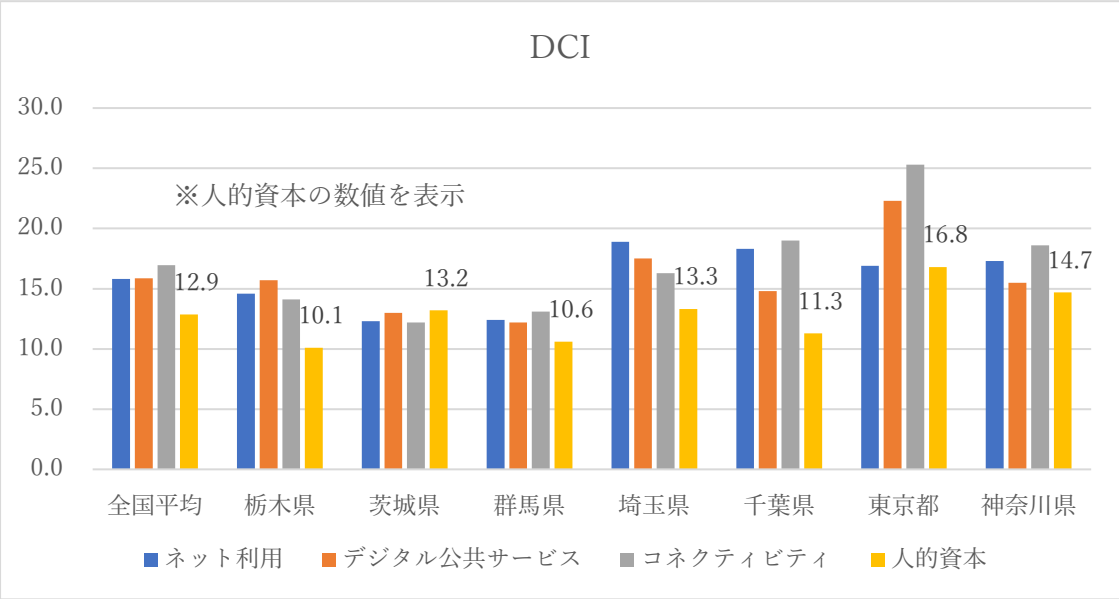

出典　野村総合研究所　「DCI に見る都道府県別デジタル度」（2024 年 4 月）から作成
※DCI　（デジタル・ケイパビリティ・インデックス）とは、デジタル度を可視化するための指標。

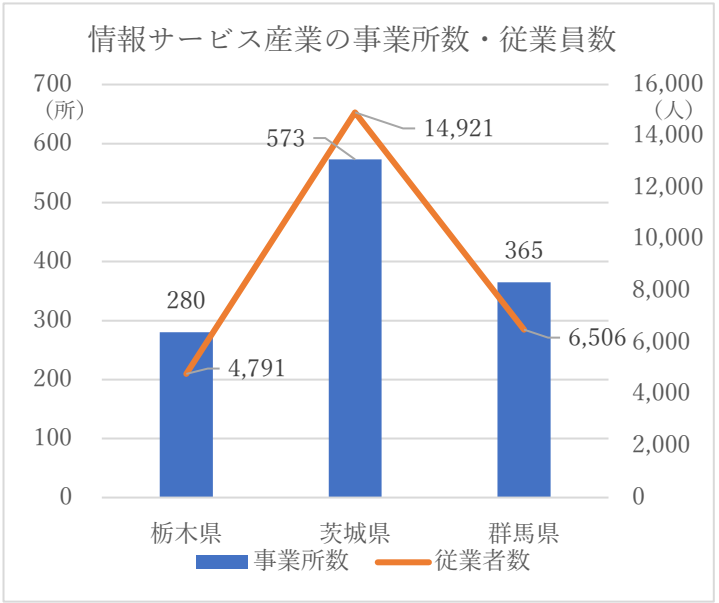

出典　総務省統計局「令和３年経済センサス活動調査」から作成
※「情報サービス業」における事業所数、従業者数を引用

これまでの取組（とちぎ未来創造プラン・とちぎ創生15戦略の指標）

(1) 未来技術の活用による地域課題の解決・改善事例数（とちぎ未来創造プラン）

大雨・洪水警報の発表時に、Ｗｅｂ広告を活用した効果的な情報発信を図る取組など、デジタル技術を活用して地域課題を解決する機運の高まり等により、地域の課題解決・改善事例数は目標値を超えました。

一方で、技術やアイディアを有する民間企業・団体等の地域課題解決への更なる参画を促していくことが課題となっています。

(2) 未来技術を活用し地域課題の解決・改善に取り組む市町数（とちぎ創生15戦略）

市町ＤＸ推進研修やデジタル活用人材育成事業等を通じた職員の意識変革の推進や機運醸成により、地域課題の解決・改善に取り組む市町数が増加しました。各市町のＤＸが進められる背景には、人口減少により、自治体職員だけでなく、行政を支える地域の担い手が不足し、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上の必要性が高まっていると考えられます。一方で、市町においてはＤＸを推進するデジタル人材等の不足が課題となっています。

(3) ＩＴパスポート試験合格者数（とちぎ創生15戦略）

ＤＸ推進への機運の高まりを背景に、ＩＴ系企業だけでなく、非ＩＴ系企業でのＩＴリテラシー向上が促進されたことから、県内ＩＴパスポート試験合格者が増加しました。独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）の発表では、令和６年度の応募者数が試験開始以来初の30万人を超えており、幅広い業種や年齢層に浸透しつつあります。本県の合格者が更に増加することで、デジタル社会で活躍する人材のすそ野拡大や企業の競争力強化に寄与するよう、デジタル社会形成の機運を醸成していく必要があります。今後もデジタルへの関心が県内経済の発展と地域課題の解決につながるよう、デジタルリテラシーの向上を促していく必要があります。

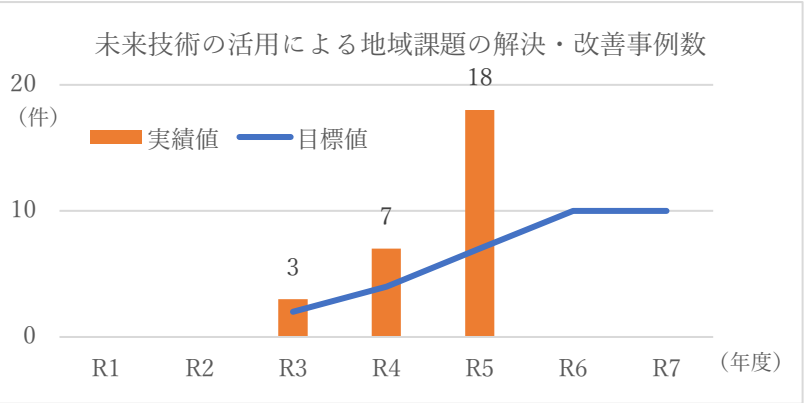

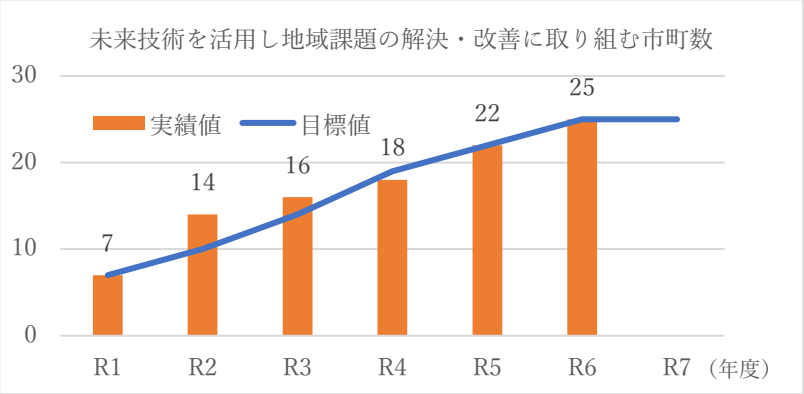

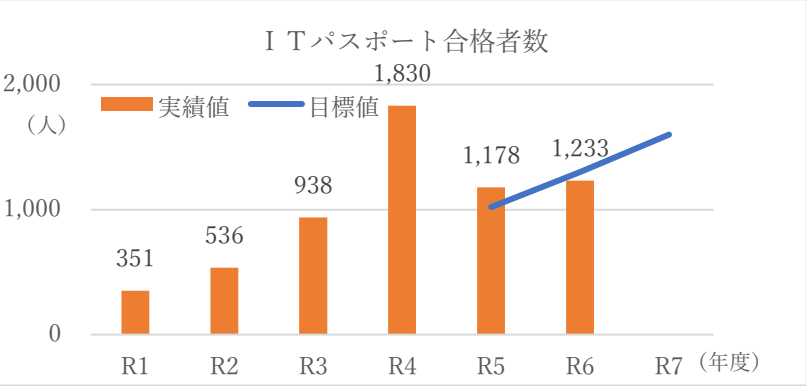

Ⅳ　本県が目指す将来像

グランドデザイン

・全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現

基本目標

・多様な主体が連携したスマートシティの取組などにより地域課題の解決が促され（地域社会ＤＸの推進）、行政事務のデジタル化等により県民の利便性向上と持続可能な執行体制の構築が進む（自治体ＤＸの推進）。

戦略の３本柱

「Ⅲ　現状と課題」を踏まえ、以下の３本柱により、グランドデザインや基本目標の実現を目指し、施策の方向性を定めます。

戦略１　多様な主体によるデジタル社会の共創
戦略２　行政のデジタル基盤強化・事務効率化の推進
戦略３　県民のデジタルに対する理解と利用の促進

Ⅴ　施策の方向性

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、当面は生産年齢人口の減少が避けられず、従来の人的資源に依存した行政・民間企業等の組織運営の持続可能性が問われています。今後も行政や、民間企業等のサービスの質を維持・向上させていくためには、業務プロセスの抜本的な見直しとともに、デジタル技術の積極的な活用が不可欠です。

「栃木県デジタル社会形成推進条例」では、次に掲げる項目の実現に向け、必要な施策を講ずることとしています。

１　便利に暮らすことのできる地域社会の実現（条例第９条）

本県では、デジタル技術の活用により便利に暮らすことのできる地域社会を実現するため、「地域の課題の解決」、「行政手続の利便性の向上」、「効果的かつ効率的な情報の提供」、「理解と関心を深める」施策が必要と考えています。

(1) 地域の課題の解決

地域社会が抱える課題は、個人の困りごとから、公共・準公共サービスの維持、地域経済の活性化といった構造的な問題まで多岐にわたります。こうした状況を踏まえ、全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できるよう、実現性や波及効果の高い地域課題を中心に解決に取り組みます。加えて、関係団体や地域の情報通信産業など民間企業等の参画を促す施策に取り組み、デジタル技術の社会実装による課題解決を目指していきます。

(2) 行政手続の利便性の向上

県・市町における行政手続のオンライン化やワンストップ化などのデジタル技術を活用した行政サービスの提供体制を整備することにより、県民や企業等の利便性を向上させるとともに、新たなデジタルツールを柔軟に取り入れ、行政運営の効率化・迅速化を図ることで、限られた人材の有効活用と持続可能な行政体制の構築を目指すデジタル・ガバメントを推進します。

(3) 効果的かつ効率的な情報の提供

行政情報は、福祉、教育、防災、税金に関することなど、日常生活に密接に関わるものです。伝えたい相手に伝えたい情報が適切に届くことが求められます。インターネット利用率が９割近くなった近年においては、モバイル、タブレット、ＰＣを保有するユーザーの年齢層や端末別の特徴等を捉えながら、効果的・効率的に情報を迅速に届けられるデジタルマーケティングを積極的に活用するなど、発信力の強化に努めながら、県民の多様なニーズや生活スタイル等に対応した、より利便性の高い情報提供を目指していきます。

(4) 理解と関心を深める

本県が実施した県民意向調査では、「とちぎ未来創造プラン」の各取組のうち、デジタル化に関連する施策の重要度は平均より低い傾向にあります。日本にはデジタル化に対して否定的な意見や、適応が難しいとする声も一定数あるとされ、デジタルツールの利用自体が諸外国と比べて消極的であるという調査結果もあります。デジタル社会の形成には、県・市町の取組に加え、事業者や県民の協力が不可欠です。デジタル化に対する不安やためらいが一定程度存在していることを念頭に置きながら、県民目線でデジタル化のメリットやデジタルツールを使うことの楽しさを伝えることなどを通じてデジタル社会への理解と関心が深まることを目指していきます。

２　安全で快適なデジタル技術の利用（条例第10条）

サイバー空間でサービスを提供する行政や企業等は、法令遵守とリスク管理の観点から、個人情報の適切な管理や漏洩防止等のサイバーセキュリティ対策を講じる必要があります。また、高齢者や障がいのある方を含む全ての人が使いやすいよう、アクセシビリティやユーザビリティの向上に取り組むことが求められます。県民もＳＮＳやアプリの設定確認、情報の真偽の見極め、不審なリンクの回避など、トラブルに巻き込まれないための対策や、他人を傷つけることのない、思いやりを持った健全な利用のために、デジタルを正しく理解し活用する力を身に着けられるよう効果的な普及啓発を目指していきます。

３　デジタル人材の育成等（条例第11条）

デジタル技術による経済・産業の競争力強化、社会課題の解決と行政サービスの高度化には、官民ともにデジタル人材の確保・育成が不可欠ですが、デジタル社会の進展に伴い、地域におけるデジタル人材の不足が課題となっています。特に行政分野では、小規模自治体を中心に、情報部門に十分な職員配置を行えないこともあり、課題の把握からデジタル実装まで自治体ＤＸの推進に必要なスキルを持つ行政職員の確保・育成が求められているため、県による継続的な伴走支援等を目指していきます。民間企業においては、デジタルスキル標準に基づく人材像の明確化や従業員のリ・スキリング（学び直し）の支援、さらには女性活躍など、経営戦略と連動した人材育成が必要とされているため、県は経営者等を対象としたセミナーを開催するなど民間企業の人材育成・確保の促進を目指していきます。

４　情報システムの連携等（条例第 12 条）

デジタル技術を用いた情報の活用（データ利活用）には、根拠に基づいた政策立案、新たなビジネス創出や、観光・農業など地域資源の高度活用、リアルタイムの気象・交通・避難情報の共有による迅速かつ的確な災害対応が可能となるなど、行政や地域社会にとって多くのメリットがあります。しかし、これまでの情報システムでは、組織やシステム間で情報やデータが個別に管理されているため、効率的・効果的なデータ利活用が困難な状況にありました。このため県では、システム間でデータを流通させるデータ連携基盤を活用し、迅速な意思決定やサービスの最適化等を目指していきます。

また、スケールメリットによるシステム導入・運用費用の削減や、手続の共通化による手続負荷の削減を図るため、データ連携基盤の共同利用や、デジタルツール等の共同調達の拡大を目指していきます。

なお、国において官民データ活用推進基本法の抜本的な改正が検討されているため、国の動向を注視しながら各種施策を展開していきます。

５　デジタル技術の利用のための能力等における格差の是正（条例第 13 条）

デジタル社会の進展に伴い、インターネットやＳＮＳなどのコミュニケーションツールを利用する能力の格差は、行政サービスの利用機会の損失や災害時の情報取得の遅れ、さらには社会的孤立の深刻化といった問題にもつながります。行政は、こうした問題の解消に向け、スマートフォンの利用に関する相談会や研修会等を開催し、県民が情報取得やサービス利用、他者とのコミュニケーション等を円滑に行えるよう格差是正に取り組んでいます。このように、デジタル技術の利用を支援する人材の育成等を通じて、持続可能な支援体制を確立し、誰もが安心してデジタル社会に参加できる地域づくりを目指していきます。また、通信環境の地域間格差もサービス利用等の機会の損失につながるため、高速通信を実現する５Ｇなどの情報通信基盤の整備拡大について、国や通信事業者に対し要請を続けていきます。

Ⅵ　推進体制

・庁内体制：Society5.0戦略本部
・市町連携体制：デジタル社会形成推進研究会、スマートシティ推進協議会